

主 文

本件再審査請求を棄却する。

事実及び理由

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が○年○月○日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による遺族補償給付及び葬祭料を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めることにある。

第2 事案の概要

- 1 請求人の亡夫（以下「被災者」という。）は、A所在のB会社に雇用され、電気工事業務に従事していた。
- 2 被災者は、○年○月○日、電気工事中に転落したことにより、「第6頸椎椎体骨折、頸髄損傷、四肢麻痺」等と診断され、療養の結果、○年○月○日、治癒（症状固定）し、その後、残存する障害は、労働者災害補償保険法施行規則別表1に定める障害等級表上の障害等級第1級に該当するものと認められ、障害補償年金を受給していた。被災者は、○年○月○日、意識障害のため、C医療機関に救急搬送され、療養していたが、○月○日死亡した。死亡診断書には、「直接死因：左前頭葉皮質下出血」と記載されている。
- 3 本件は、請求人が、被災者の死亡は業務上の事由によるものであるとして遺族補償給付及び葬祭料の請求をしたところ、監督署長はこれを支給しない旨の処分（以下「本件処分」という。）をしたことから、本件処分を不服として同処分の取消しを求める事案である。
- 4 請求人は、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に対し、審査請求をしたところ、審査官が○年○月○日付けでこれを棄却する旨の決定をしたことから、更にこの決定を不服として本件再審査請求をした。

第3 当事者の主張の要旨

- 1 請求人

(略)

2 原処分庁

(略)

第4 争 点

被災者の死亡が業務上の事由によるものであると認められるか。

第5 審査資料

(略)

第6 理 由

1 当審査会の事実認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 請求人は、被災者は頸髄損傷のために喀痰の喀出能力が低下していた結果、痰が気管に詰まり、自力で出せず、一時的に呼吸が止まり脳停止となったので、被災者の死亡は頸髄損傷によるものであり、業務上の事由によるものであると主張しているので、以下検討する。

(2) 被災者の死亡原因について、D医師は、○年○月○日付け死亡診断書において、「(ア) 直接死因 左前頭葉皮質下出血」と記載し、E医師は、○年○月○日付け意見書において、要旨、「○年○月○日に感冒症状があり、同月○日午後○時に突然意識障害あり来院。CTで左前頭皮質下出血、水頭症を認め、同日脳室ドレナージを施行した。脳出血は増大なく経過したが、肺炎、呼吸不全の増悪を認め、抗生剤加療をした。経過中に呼吸状態悪化、心停止となり、CPA施行し挿管管理を要した。状態が安定し抜管したが、大脳死の状態であり、○月○日、心肺停止となり、死亡確認。左前頭葉皮質下出血と頸髄損傷に因果関係はないが、死亡の原因となった肺炎、呼吸不全との因果関係はある程度あると思われる。」と述べている。

一方、F医師は、○年○月○日付け意見書において、要旨、「○○年○月○日、救急搬送され入院、頭部CT検査で、左前頭葉皮質下出血、水頭症を認め、脳室ドレナージを施行された。肺炎、呼吸不全の増悪を来し、○月○日死亡した。大脳皮質下出血はその原因として高血圧性以外にアミロイドアンギオパチーや脳動静脈奇形などが挙げられる。皮質下出血の原因として高血圧性皮質下出血

が多く、その可能性が最も大きい。被災者の血圧値は不明であり、原因は不明である。しかし、皮質下出血の原因として挙げられる疾患は被災者の外傷に起因するものではない。また、水頭症は皮質下出血の脳室穿破により生じたものである。以上より、左前頭葉皮質下出血、水頭症は業務による外傷に起因したのではなく、業務との因果関係は認められない。」と述べている。

- (3) 被災者は、車いす生活を余儀なくされ介護を受けてはいたが、入院当日の昼まで食事ができており、自己能力で痰等の体外排出が困難となったのは本件脳内出血発症後であると考えられる。そこで、被災者が入院していたC病院の検査報告書をみると、○年○月○日に呼吸状態悪化の原因精査のために施行された胸部CT検査では、請求人が主張する呼吸状態悪化を説明可能な病変は指摘できない旨所見されている一方、○月○日の診療録には、前日のCTにて大脳死所見との記載が認められる。以上の所見から、請求人の主張する頸髄損傷のために喀痰の喀出能力が低下していた結果、痰が気管に詰まり自力で出せず、一時的に呼吸が止まり脳停止となったことを裏付ける客観的事実は認められず、重篤な脳血管障害においては、それ自体で呼吸停止を起こし得ることに鑑みると、当審査会としては、F医師の意見は妥当であり、被災者の呼吸不全の主な原因は本件脳血管疾患及び水頭症であって、被災者の死亡と頸髄損傷との因果関係は認められないと判断する。

なお、E医師は、肺炎、呼吸不全との因果関係はある程度あるとの意見を述べているが、これらの疾病が相対的に有力な原因となって死亡したものとは認められない。

- (4) 以上のとおりであるから、決定書理由に説示のとおり、被災者の死亡と頸髄損傷との間に相当因果関係は認められず、被災者の死亡が業務上の事由によるものとは認められない。
- (5) なお、請求人の主張について、改めて子細に検討したが、上記判断を左右するものは見いだせなかった。

3 結 論

以上のとおり、本件処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はないから、請求人の本件再審査請求事件を棄却することとして、主文のとおり裁決する。